相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東三〇三五番地一、最後の住所山口県萩市大字土原八六番地二
被相続人　亡　山田　広宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
山口県萩市大字江崎一二〇四番地一　ながた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷　義明

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定に基づく上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業の換地処分通知書のうち、左記の者に対する通知は、送付すべき場所を確知することができない又は送付したが受領を拒まれたため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条五項の規定により、当該書類の送付にかえて次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

権利者氏名	金子　光弘
権利者住所	上尾市大字小泉六一一番地の一六
権利者氏名	髙橋　洋一
権利者住所	上尾市大字小泉六六三番地九
権利者氏名	佐藤　淳
権利者住所	上尾市大字小泉七三三番地一
権利者氏名	有限会社中山材木店
権利者住所	上尾市大字上尾村一〇九六番地一
権利者氏名	武蔵野産業株式会社
権利者住所	上尾市谷津二丁目一番三四号日和ビル一階
権利者氏名	高藤建設株式会社
権利者住所	上尾市大字小敷谷一〇三四番地
権利者氏名	片岡　和子
権利者住所	さいたま市浦和区領家一丁目八番一六号
権利者氏名	冨浦　建一
権利者住所	さいたま市桜区大字白鍬一五二番地八
権利者氏名	三浦　春治
権利者住所	さいたま市桜区栄和五丁目二二番二五号
権利者氏名	片山　顯二
権利者住所	さいたま市北区本郷町二一一三番地一
権利者氏名	コーエー建設株式会社
権利者住所	さいたま市北区東大成二丁目四七六番地の一
権利者氏名	小高　正一
権利者住所	桶川市大字加納八五番地
権利者氏名	有限会社東栄不動産
権利者住所	桶川市寿二丁目二番二号
権利者氏名	西澤　光子
権利者住所	鴻巣市本町八丁目五番一三号
権利者氏名	岡田　友一
権利者住所	鴻巣市八幡田六七六番地二
権利者氏名	松本　菊夫
権利者住所	戸田市南町一二番八号
権利者氏名	吉越　明美
権利者住所	志木市本町二丁目一三番三号
権利者氏名	株式会社大王商会
権利者住所	本庄市児玉町下浅見九六五番地一
権利者氏名	三友住宅福祉協同組合
権利者住所	東京都板橋区大山町九番九号
権利者氏名	株式会社住宅建設
権利者住所	東京都板橋区中板橋二二番六号
権利者氏名	丸隆建設株式会社
権利者住所	東京都練馬区富士見台三丁目二番三号
権利者氏名	寺久保一造
権利者住所	神奈川県綾瀬市上土棚南一丁目一番地二〇泉正園三〇一号室
抵当権者氏名	鄭　知樹
抵当権者住所	上尾市大字小泉二四四番地三
抵当権者氏名	株式会社芙蓉物産
抵当権者住所	越谷市南荻島三四二四番地
抵当権者氏名	長田　邦夫
抵当権者住所	東京都北区上十条一丁目一二番地
抵当権者氏名	第一住宅金融株式会社
抵当権者住所	東京都中央区京橋一丁目二番地
抵当権者氏名	明和興商株式会社
抵当権者住所	東京都台東区台東三丁目一七番九号
抵当権者氏名	小笹　文男
抵当権者住所	千葉県市川市市川一丁目一三番二八号
抵当権者氏名	段谷産業株式会社
抵当権者住所	北九州市小倉北区東港街四番地三

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、処分します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。）

二、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に上尾市小泉土地区画整理組合を被告として提訴することができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）

三、右記一の審査請求をした場合には、処分取り消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提訴することができます。（なお、当該裁決の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。）

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを上尾市小泉土地区画整理事務所の掲示板において掲示します。

平成二十八年八月二十二日
埼玉県上尾市大字小泉八四番地一
上尾市小泉土地区画整理組合
理事長　山崎　勉

任意清算公告

当社は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月二十二日
宮崎県延岡市祇園町二丁目四番地の四
合資会社橘屋酒店
無限責任社員　内田　朝禧

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十八年七月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十二日
栃木県宇都宮市八千代一丁目一四番二二号
北関東自動車整備厚生年金基金
代表清算人　喜谷　辰夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。なお減少する八百万円は、その他資本剰余金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年八月二十二日
京都市中京区堺町通蛸薬師下ル菊屋町五一三番地　谷．堺町ビル三階
株式会社ユニ・プラン
代表取締役　橋本　良郎

第42期決算公告

平成28年8月22日
京都市中京区堺町通蛸薬師下ル菊屋町513番地　谷．堺町ビル3階
株式会社ユニ・プラン
代表取締役　橋本　良郎

貸借対照表の要旨（平成27年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	58,293
	固定資産	5,130
	合計	63,423
負債及び純資産の部	流動負債	16,237
	固定負債	49,378
	株主資本	△2,192
	資本金	18,000
	利益剰余金	△20,192
	利益準備金	524
	その他利益剰余金	△20,716
	（うち当期純利益）	（1,717）
	合計	63,423